

大和市告示第 175 号

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

令和 7 年 10 月 2 日

大和市長 古谷田 力

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1	大和市南林間一丁目 3343 番 126	令和 7 年 9 月 10 日	同左
はり札	1	大和市南林間一丁目 3367 番 84	令和 7 年 9 月 10 日	同左
はり札	1	大和市桜森二丁目 143 番 7 先	令和 7 年 9 月 10 日	同左
はり札	1	大和市鶴間二丁目 2803 番 11 先	令和 7 年 9 月 10 日	同左
はり札	1	大和市西鶴間三丁目 3101 番 13	令和 7 年 9 月 10 日	同左

2 保管期限

告示の日の 2 日後まで

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市まちづくり部建築指導課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 30 分から午前 11 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 19 年大和市規則第 88 号）第 8 号様式）

及び当該広告物等の所有者であることを証明するもの

5 連絡先

大和市まちづくり部建築指導課